

# 質問票

令和6年度 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会  
受講会場：令和6年11月28日開催（山口県）

テキスト該当ページ	質問内容
資料3-1 P11	都市計画区域内であれば改正後も200㎡以下の建物は新3号の特例が認められて、構造計算等の審査は省略されると考えてよいのでしょうか？（木造、非木造とも）それとも木造以外は構造計算等は必要になるのでしょうか
	回答
	改正後の法第6条の4第1項第三号の規定により、新3号建築物で建築士の設計に係るものは、確認の特例が適用されます。（現行のいわゆる「四号特例」と同様です。） また、構造種別問わず平家かつ延べ面積200㎡以下であれば、確認の特例の適用対象になります。 この場合、構造規定を法第20条第1項第四号イ（仕様基準）に適合させる場合、構造規定に係る図書の提出は要しません。（建築基準法施行令第10条第1項第三号または第四号）

# 質問票

令和6年度 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会  
受講会場：令和6年11月28日開催（山口県）

テキスト該当ページ	質問内容
資料2-1 P3	建築物省エネ法は新築のみと考えますが、改修工事でエアコンの取替、ペアガラスへの改修等を行う場合などは小規模の改修と判断して提出は必要ないと考えてよろしいでしょうか  また、増築した場合、その部分のみ適用させればよろしいでしょうか
	回答
	省エネ基準への適合は、建築物を建築（新築・増築・改築等）する場合に適用されます。改修は任意（努力義務）であるため、申請手続き等はありません。  また、改正法施行後において、増築又は改築を行う場合、その増築又は改築を行う部分について、省エネ基準の適合が必要となります。（現行法においては、建築物全体に対して、省エネ基準への適合が必要となります。）